

今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	-	計画名	滋賀県地域住宅等整備計画（第2期）	事業主体	滋賀県
				施行箇所	県下全域

（意見）

多様なニーズに対応した公営住宅の供給のため、引き続き住宅のバリアフリー化を進めるとともに、最低居住水準面積未満住戸を解消するため、適切な規模の住宅の提供を行う必要がある。点検結果に基づく事業計画を策定し、適切な維持管理により県営住宅の長寿命化を図る必要がある。

引き続き、誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの再構築を目指し、その基盤となる県営住宅の整備・ストック改善に取り組まれない。